

令和3年度 第2回障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 会議録

日 時：2021年（令和3年）7月27日（火）9：30～11：30

会 場：藤沢市役所本庁舎5階 5-1、5-2会議室

委 員：高山代表、高橋副代表、種田委員、伏見委員、野間委員、佐藤委員
齊藤委員、船山委員、富澤委員、林委員、島村委員、西村委員

計12名

事務局：池田福祉部長

子ども家庭課（大木主査）

障がい者支援課（須藤、松野、真下、相澤、鎌田、竹原、勝木）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

傍聴者：2名

1 開会

（1）開会挨拶（事務局：須藤参事）

（2）配布資料の確認（事務局：勝木）

2 前回議事録確認（事務局：須藤参事）

修正なしのため確定。

3 報告

（1）ふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し
令和2年度実績について

（高山代表）

皆さんおはようございます。よろしくお願ひいたします。部長からご挨拶を一言
いただけたらと思います。

（池田福祉部長）

皆様おはようございます。福祉部長の池田でございます。いよいよオリンピック
が始まりまして、皆さんもご覧になっていると思います。藤沢出身の選手も大勢い
らっしゃいます。特に、今日、ソフトボールの決勝が行われますが、山田恵里選手と

というのが、藤沢の御所見出身ということで、前回のリオではオリンピックはなかったのですが、その前の北京で山田恵里選手が金メダルをとられて、藤沢市から市民栄誉賞というのを送らせていただきました。その時にたまたま、私、仕事で一緒させていただきましたが、山田選手がおもむろに金メダルをポケットから取り出して見せてくれました、「ポケットにしまっておいていいのですか。そんな大切なものを。」と言いましたら、「これは、過去のものだからいいのです。どんどん変わっていきますから、私も考えてどんどん変わっていかなければいけない。」というようなお話をいただきました。まさにこのコロナ禍にあって、今私たちがそういうことを大切にしなければいけないというように思っております。今年の終わりに計画ができて、今回が今年度2回目の会議ですけれども、また改めまして皆さまと本当にいろんなことを考えていきたい、いろんな環境に合わせていろんなことを考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(高山代表)

ありがとうございました。

それでは、最初にふじさわ障がい者プラン2020「きらり ふじさわ」中間見直し令和2年度実績について、ということで、資料1をもとに事務局からのご報告お願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

よろしくお願いいたします。差し替えの「きらり ふじさわ」中間見直しをもとに、お伝えをしたいと思います。まず、本日差し替えになったところですが、1ページ目の事業番号3、薄ピンク色で色を変えております。こちらは内容が変わっております。続きまして、事業番号の5番は、記載内容に間違いがありましたので、修正しております。

中身の部分ですけれども、第1回のところで、令和元年度の実績を報告させていただきましたが、令和2年度に関しましても、新型コロナの影響を受けまして、人を集めるなど、事業で言いますと、特にご自宅を訪問するようなものが、例年、平成30年度とかと比べると減少がみられるというところですが、ただし、そのような中でも工夫をして開催をしているところもありまして、例えば、5ページの事業番号21番、こちらは啓発事業の実施ということで、中小企業向けの障がい者雇用の推進セミナーなどをやっておりますが、動画配信など、形を変えながら、少しずつ、新しい感染症にも対応しながら行っております。

このほか、先程もお伝えしました通り、企画もの、障がい者支援課の部分でいえば、例年ですと、年末に企画をするようなイベントごとがありますが、そういったものが中止になるなど、軒並み開催が難しくなっているところがございます。ただ、先程もお伝えしました通り、会議などは、本日のような形でやれているところもござ

いますので、そういった形で令和2年度というのは、実績として積みあがったところだと感じております。事務局からは以上です。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。それでは、皆さんから確認やご意見等ございましたらお聞きしたいと思います。お願いいたします。島村委員、お願いいたします。

(島村委員)

事業番号の52番のところですが、指標と指標に対する考え方のところが、50番のものが入っているのではないかと思いますので、今、ここにあたるものがわかりましたら教えていただきたいと思います。お願いします。

(事務局：鎌田主査)

申し訳ありません。今データで持ち合わせておりませんが、もしかすると、今回の作業でモニタリングの指標のところに貼り間違えている可能性もありますので、確認をしたいと思います。実績につきましては、合っているかと思っておりますので、この後会議途中、もしできなければ会議終了後指標と指標に対する考え方をもう一度確認をし直します。

(高山代表)

島村委員よろしいでしょうか。はい。では、事務局のほうも確認をお願いいたします。船山委員お願いいたします。

(船山委員)

モニタリングシートの22番の庁内障がい者雇用の推進というところでは、その部分で、障がい者の雇用率が指標になっているので、雇用率が上がれば当然雇用率の達成をめざしていくというところの部分は理解できますが、基本的に雇用率だけを追いかけて、障がいのある人の雇用を推進していくというところは、少し表現的にどうなのかなと思うところが一つありました。また、令和2年度実績のところでは、雇用率が足りなかった部分の、積極的にその後雇用の推進を図ってというところで、私の実感としては、会計年度の職員さんなど、そういった方たちがたくさん雇用されているというような感じですが、そういう人たちの定着の部分だとか、職場での安心したいいわゆる労働環境の提供だとか、そういった部分についてのモニタリングはどうだったのか、というのを伺いたいと思いました。

(事務局：鎌田主査)

ありがとうございます。今の定着率というところが、モニタリング指標の基準に

なっていないことから、実績の部分ではこのような書き方になっているのだと思います。ただ、今現在いただいているご意見につきましては、担当課にも伝え直して、この後出てくる、2026の計画のモニタリング指標やモニタリングに関する考え方に活かせるといいのではないかと今お話を聞いて考えておりますので、その辺りも併せて担当課である職員課には、委員さんからのご意見ということでお伝えしていきたいと思っております。以上です。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。はい。齊藤委員お願いいたします。

(齊藤委員)

事業番号で言いますと、121番になります。入院時コミュニケーション支援事業の実績が2年度0ということですが、課題としては、支援員の資質に関するところが課題になっているという書き方をしています。実際のところ、それもあるとは思いますが、要綱上対象になる方の範囲が狭すぎるのではないかと、というのが、これができた時からずっと思っていることでして、その辺の再考をしていただけないかというのがあります。よくあるのが、入院をしますが、重度障がいのために病院内でコミュニケーションが取れないとか、普段の様子がわからないということで、医療者が困る。家族がそのために付き添っていきやいけない。というような状況が常々発生しますが、そういったところを緩和できるようにすることで、家族のレスパイトに対する効果も生まれてくる。ということが期待される事業だと思っています。そのためにヘルパー事業所が行くということだけではなくて、例えば普段使っている通所の事業所の職員が行くとか、普段触れていてわかっている人が行く。誰でもいいと。というような形の制度設計を少し変えることで、本当に困っている方が助けられる事業に変えられるのではないかと考えていますので、この仕様について、課題についても書いてあって、そんなことを感じましたので、再考をお願いできればと思いました。以上です。

(事務局：鎌田主査)

こちらの内容につきましても、要綱のところ、基本的なルールのところからということになりますので、今すぐには結論は出ないのですが、どの範囲までどのように工夫をして、皆さんが使いやすいようにできるのか、ということは、もう一度課内でも検討して先程と同じように指標にそういったものを盛り込めるかどうかも含めて検討して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(高山代表)

他はいかがですか。西村委員お願いいたします。

(西村委員)

よろしく申し上げます。7ページの28番、介護保険制度対象者の障がい特性に応じた障がい福祉サービスです。これは、私の子どもが通っている生活介護施設、太陽の家ですけれども、そこでも本当に障がい者、親も含めて、非常に高齢化が進んでおります。これは次年度の取組にも書かれているので、ありがたいと思っておりますけれども、これは、かなりひっ迫した事案にこれからなると思うので、障がい者の高齢化に伴うサービスの共有や、理解を深めるというのは、ケアマネさんと例えば事業番号29のものにも関わると思いますが、障がい者支援課と介護保険課がお互い連携して、ケアマネさんにも理解してもらうなど、相乗りみたいな形がこれからどんどん必要になってくると思うので、そちらのほうはぜひ早急に進めていただきたいと思います。以上です。

(事務局：鎌田主査)

ありがとうございます。西村委員のお言葉からも出ましたとおり、28と29は関連深く、考えていかなければいけないところです。28から29にかけてのところでは、実は日常的にも介護保険課とは、公式にということではありませんが、今後どうして行くのかというところは、常々、不定期ではありますけれども、お話をしているところです。障がいのある方の高齢化ですけれども、障がい特性を含めた形で支援をしていただくためには、やはり介護保険の分野の方々にもある程度障がいの理解というものをしていただきたい、ということは、当然その後のサービス提供のことを考えますと出てきますし、共生型のことを考えるのであれば、障がい畑の人が介護保険分野に手を出してくれればいいではないか、ということも発想の中では出てくるものはあります。しかし、やはり制度や経営面の部分などでなかなかすぐに共生型のサービスの同時並行的な提供をするのは難しい、という現場のお声も聴く中で、まず、今、介護保険分野の方々が障がい分野に関心を持っていただいて、少しずつではありますけれども、共生型サービスの事業所が増えてきているという状況もございますので、一つは介護保険の分野の方々に障がいを理解していただくというところでお話を進めていけると、少しずつではあるかもしれませんが、広めていけることができるのではないかと考えておりますので、今後はそういった形でまず3年、考えていければいいなと思っています。以上です。

(高山代表)

はい。ありがとうございました。西村委員よろしいでしょうか。はい。伏見委員お願いいたします。

(伏見委員)

確認したいのは、事業番号94番。19ページの3列目です。相談支援事業所ですので、地域移行支援、定着支援がやはり気になる事業です。令和2年度の分析・評価と課題のところ、進んでいないという評価に対して、課題が「情報が上がってこない」と書かれておりますが、主語がわかりにくく、どこに上がってこないということを示しているのか、それと、保健所との情報共有ということで、ここで保健所がポコンと出てくるというのが、どういう経緯があったのかなということについて、お聞かせください。

(事務局：鎌田主査)

文章が分かりづらい表現になって申し訳ございません。「上がってこない」ということに関しては、日常の業務で難しいところ、お互いに病院のスタッフさんも相談の方々も忙しいという意味で致し方ない部分があるかもしれませんが、地域移行のことを考えますと、病院から地域に戻っていく時に、適切にその情報が相談支援事業所の方々に流れていけば、地域移行支援などに結び付きやすいと考えております。ただ、やはり、お互いの日常のお仕事の状況からして、なかなかそのパイプや情報交換が必ずしも上手く行っていないという状況が現実的にあるようで、その点で、病院や入所施設から相談の方々には情報がなかなか上がっていかないということです。

また、保健所等との情報共有のところでは、やはり、退院や入院時ということを考えますと、保健所の中の担当課に、そういった情報が入ってくる部署があります。例えば、保健予防課など、そういったことを担っている部分がありますが、そういったところとのコミュニケーションは、障がい者支援課も含めて、相談支援事業所の方々とも活発になれば、より広く情報を得て、繋いで行けるのではないかと考えますので、そういった意味でここは書きました。以上です。

(高山代表)

伏見委員いかがでしょうか。

(伏見委員)

ありがとうございます。私個人的には、保健所というのは、ケースの状況をより詳しく専門的に見ていただける部署なので、事業の推進のことを、まず事業件数を上げていくということを進めていきたいということであれば、障がい者支援課との情報共有ということのほうが望ましいのではないかと考えます。

(事務局：鎌田主査)

はい。ありがとうございます。情報になるべく集められるよう、頑張っていきたいと思っております。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。齊藤委員、富澤委員、高橋委員の順番でよろしいでしょうか。お願いいたします。

(齊藤委員)

事業番号50番、重度障がい者の入所施設の整備についてです。毎回の計画に載っている内容ですが、毎回同じような回答になっています。検討を進めるとか、検討の必要があるということは当然なのですが、何をどうするという結論が出ない検討に終始していて、具体的にどこが方針を決定するというような、そういう、そこまで突き詰めた検討ができていない、というのが毎回の検討だと思っています。例えば、10年前と最近の状況は、大分変わっています。施設の在り方も変わってきています。暮らし方も変わってきています。ご家族の高齢化も進んでいます。色々な状況が変わっていく中で、この5年10年の間に何をすべきなのか。例えば入所施設を作るならどのようなものが必要なのか、作らないとすれば、どのようなもので生活を支えるのか。そういったことを具体的な方向を決めていくという必要がもう、かなり差し迫った状況にあるご家庭が多いです。ですから、そういった意味で、入所施設を作るということになると、圏域で考えなきゃいけない問題ですので、それもありつつ、市の中でできる課題、市の中で解決できる方法、そういったものを具体的な検討をする会議を設置するなど、いつまでに結論を出して5年後はこう、10年後はこうするという具体案を作っていくということをそろそろしないと、藤沢市は大変なことになるな、という実感を持っていますので、そういった方向性で検討を進めるということではなくて、結論を出すという方向性にもっていただきたいと思います。以上です。

(事務局：松野主幹)

今の齊藤委員のご質問についてお答えいたします。令和2年度のこの事業に関する障がい者支援課の取組ですけれども、まず、毎年、県に対して、市の単独要望という形で「施策・制度・予算に関する要望」は出し続けております。これにつきましては、昨年度、県から明確な回答があり、こちらの令和2年度実績の②の部分です。実績内容に関する分析・評価・課題のところに書かせていただきましたが、県といたしましては、丸の3つ目、本市が実施した要望に対する県の回答という部分で、「在宅生活の維持継続を目的とした医療型短期入所事業所の開設支援のほか、医療的ケア等の必要な重度重複障がい者のグループホームや日中活動の場の設置促進をはかってゆく」となっており、本市もこれに基づいた県との連携を図っていく必要があると考えております。この入所施設に関しましては、確かに市としても重要なものと考えておりました、長期的には必要なものであると考えておりますけれども、昨年度に文書会議等で行いました、湘南東部地区の主幹課長会議や、同じ

圏域にあります、茅ヶ崎市、寒川町との意見交換の中では、この施設が必要だという要望が非常に藤沢に偏った部分がございます、近隣市の中には、他県の入所施設との連携を深めることで対応することが、今は具体的だということでしたりとか、あとは、そのような要望自体がなかなか利用者の方から上がっていないという声もありますので、こちらにつきましては、近隣の自治体ともこれまで以上にこの施設の湘南東部圏域に作っていくということに対して、意見交換を深めていく中で、意思統一をして県に市の単独要望ではなく圏域で要望ができるような形を作っていくかなければならないのかなとは思っております。

また、現在市として行える事業ですけれども、これにつきましては、平成30年度から制度化されました、日中支援型のグループホーム、こちらは、医ケアの必要な方に対する助成といたしましても、今年度の報酬改定等で、重度障がい者に対する報酬の加算などもございます。今対応できているグループホームは藤沢市内に1件と確認できておりますので、さらにこちらの報酬改定等の活用によりまして、医ケアに対応できるグループホームを増やしていきたいと思っております。さらに日中活動の場につきましても、今後もこれまで以上に協力体制を深めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上になります。

(高山代表)

齊藤委員、いかがでしょうか。

(齊藤委員)

はい。そういう動きはわかっていますけれども、いずれにしろ、事業所が立ち上がるのを待つのは、手を挙げるのを待っているという状況には変わりがないわけで、そこをどうやって打開していくかという、行政の判断というあたりを考えていただきたい。そういう意味で申し上げました。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。島村委員は、今のことについてということで挙手でしょうか。では、先に島村委員お願いいたします。

(島村委員)

齊藤委員が今仰ってくださったことをずっと感じております。茅ヶ崎、寒川の中で、行政の中に要望が上がってきていないから、茅ヶ崎では、そういう要望があるということを承知していない、ということでしたが、私たち団体のほうで茅ヶ崎の方にも「茅ヶ崎のほうから要望が上がっていないようではないのですか。」ということをお聞きしたところ、やはり茅ヶ崎の方も、重心の方たちはやはり、長期的というよりも、「今の段階でグループホームでは重心の方は不安もあるので、湘南東部に早く設置してほしいという意見でまとまった。」ということをお聞きしました。

私たちの団体は、このモニタリングシートの中にも書いてあるように、肢体不自由児者父母の会の中で意見交換会をずっと何年間か続けており、障がい者支援課の方にも参加していただいて、私たちの話を聞いていただけてきていますが、全くもって前に具体的に進んでいくということが感じ取れないので、一団体としては目詰まり感をとても感じていて、そういう中で、市でそこをこじ開けていくような協議会みたいなものがあるといいなと感じています。やはり、当事者の中だけでは限界があると感じておりますし、ただ、ずいぶん前からこの課題は課題抽出などをやってきている中でまったくもってそれも活かされていないというのを感じています。なので、横浜市が進んでいったのも、まず市が骨格の部分を出したところで事業所がそこについてくるというところがあったと思うので、ただ事業所が手を挙げてくださいというだけでは、重心や医療的ケアの医療連携というのは簡単にできるものではないと思っておりますので、もう一步、市のほうでも積極的に踏み出していただきたいと思います。以上です。

(高山代表)

事務局へのご意見ということでよろしいでしょうか。では、冨澤委員お願いします。

(冨澤委員)

10ページの事業番号46番、精神障がい者地域生活支援事業の点に関する実績内容のところで、「体験利用事業について、宿泊体験、居宅介護体験ともに利用者は0件だった。」という内容になっておりまして、ここの部分が課題としてあがってあるような、退院意欲への喚起や周知、そういったところがひとえに課題感としてなのか、若しくは実際の中で、このコロナ禍という影響を受けてご利用者の方が希望されない、又は、受け入れ先がこのコロナ禍という影響を受けて実施を自粛したというような状況があったのか、そういうところをお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いします。

(事務局：鎌田主査)

46番に関する状況ですけれども、宿泊体験の実績が無いところにつきましては、「またか」となってしまいますが、やはり新型コロナの影響で受け入れ先として、これまで頑張ってくれていた法人・事業所のところが、このご時世で簡単に外部の人をなかなか受け入れることが難しいという状況になってしまっていたというところがすごく大きな理由にはなっております。今現在、ワクチン接種などが少しずつではありますがありますけれども進んでくることによって、こういったことは少しずつ解消されていくのではないかと考えております。

また、先程、こういったところがどんどん地域でやれるようになっていくというところが、精神障がいの方々が地域生活をしていく上で、色々な方々に理解をして

いただく、ご本人がまた地域生活を体感して理解をしていくということが非常に大事なところになってくると思いますので、また少し、このあたりのところ、コロナの状況も横目に見ながら、無くさず、むしろ広げていくような形で頑張っていけるといいと思っています。ここにつきましても、担当課に今のお話は伝えていきます。事務局からは以上です。

(高山代表)

富澤委員よろしいでしょうか。高橋委員お願いいたします。

(高橋副代表)

事業番号56番の計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進の部分ですけれども、モニタリング指標に応じた実績というところで、計画相談の実績や事業所、相談員の数が増えているというところを見ますと、新しく計画相談をされる相談員さんがあまり多くないという印象を受けましたが、実際に今藤沢市の計画相談の実施率というのはどのくらいのものなのかというのと、事業の取組としてこの事業の拡大というのが入っているので、具体的に令和2年度にこの事業計画相談を拡大していくための取組をしたのかなど、その辺を聞きたいと思いました。

(事務局：鎌田主査)

まず、ご質問にあった、計画相談の実施率ですが、こちらは、サービス利用をしている方々のうち、大人の部分については、約40%の方にプランが付いている状況です。障がい児相談につきましても、約20%の方に計画が付いている状況です。これがまず一点目。このセルフ率は裏を返すと、計画がついていない方々というのは、大人は60%、子どもは80%ということになりますが、ここがやはり、県下においても、非常に藤沢市は高い部類に入っております。これにつきまして、昨年度総合支援協議会や相談支援部会で、議題として挙げさせていただきましたが、お話をうまく進めることができておりません。そういった状況の中で、引き続き今年度も総合支援協議会の中で通年議題ということで改めてここを拡大、セルフ率を下げするための工夫や、藤沢市の相談支援体制そのものも通年議題として取り上げさせていただきますと予定で現在進めております。これまで藤沢市といたしましても、なるべく計画相談員の方々の裾野を広げて行きたいということで、コロナ禍でない場合ですけれども、概ね20人ずつぐらいは、初任者研修と言いまして、計画相談員になっていただくための研修に参加していただいております。ただ、高橋委員のご指摘にあったように、なかなかそれが現場で働く人員としては、研修が終わられた後、そういった形で巣立っていない、という状況になっています。ここは、相談支援事業そのものがどのようにするとうまくいくのかという経営的な問題もあると思いますし、なかなか片手間にできないというような状況もあるのかと推察をしております。

ます。ただ、これについてはそう言われていない状況がございますので、改めて議題として総合支援協議会や相談支援部会で取り上げさせていただくということにしております。以上になります。

(高山代表)

はい。ありがとうございます。高橋委員、いかがでしょうか。

(高橋委員)

自分も藤沢に法人の異動で来た時に、2年ほど相談支援をやらせていただいていたのですが、今から3年か4年前も計画がついている方々が40%くらいだったので、あまり変わっていないというのを感じました。やってくださる相談員さんとか事業所を増やすために考えていこうというのは当時から言われていて、具体的にどういう検討がされたのかとか、具体的にこんな取組をした、というのがあれば知りたいというのが正直なところなんです。自分がもともと横浜の磯子区で相談をしていて、自立支援協議会に参加していた時には、区内の居宅介護支援事業所、ケアマネさんに計画相談の説明をして、ケアマネさんが何件か、自分が介護保険のケースを持っていると思うので、プラス5件、10件くらいの計画相談の利用者さんを持つとかという、そういう取組をして、少しですけれども計画相談の担い手を増やす取組をしたということがあったので、アイデアとしてお伝えしておこうと思いました。

(高山代表)

他はいかがでしょう。伏見委員、佐藤委員の順でお願いいたします。

(伏見委員)

今、高橋委員からご質問がありました内容については、相談事業所に属している者として大変私も課題を持って取り組んでおります。まず、経営面で我々の直感として感じているのは、経営の課題は当然ありますが、これについては、少なくとも計画検討委員会の課題として挙げるのではなく、やはり事業所の課題として取り上げるべきことだと思っています。ただ、直感として感じているのは、収入を上げるには件数を上げるしかありませんので、いかに件数を上げられるかということで、考えるしかないと思います。件数を上げないで収入を上げる方法は相談に関しては無いというのが、今現在の考えです。

また、相談事業そのものの課題ですが、今回も事業をこれだけ細かく振って1個ずつに回答していますので、一見、計画相談そのものの課題と考えられますが、私としては、これこそが全体の中で浮かび上がった一つの課題だ、障がい福祉そのものの課題がここに集約されているという考え方もしています。どういうことかということ、相談からサービス、終結をしていく、ないしはサービスを提供していくということに流れていくのですが、この連動性・連携、流れが悪いので、相談で一定の

溜まりが出てしまうというのがこの現象だと考えています。ですから、相談員とサービス事業所、サービス管理責任者とか、支援員さんといかに連携が取れるかということが大事であって、サービス事業所も担当利用者数に限界がありますから、一人で300人も400人も対応することはできません。ですから、皆さんといかに連携を取っていくかということが大事なので、相談の課題のようであって、障がい福祉全体の課題だと考えています。以上です。

(高山代表)

事務局からは何かございますか。

(事務局：鎌田主査)

伏見委員のご意見は大事な部分でもあると思っています。当然、抱えきれないほど、今現在、計画相談に関わっていただいている方々は、恐らくもう目一杯だと思います。先程の高橋委員からもありましたが、相談員は微増だということではありますが、支給決定者数も毎年増えているところで、なんとか、計画相談に関わる方々が少しではありますが増えていく中で、あまりセルフ率を上げていない。要は、計画がついている方々のパーセンテージが極端に下がっていないというのは、これは現場の方々の頑張り以外に考えられないと我々は考えています。なるべく少しでも、事業所の問題だと仰っていただきましたけれども、行政として何か情報提供も含めてご協力ができることができればしていきたいと考えておりますので、急にお金を出すというようなことはなかなか難しいとは思いますが、その他の上手くいっている例なども含めて、情報提供など何かご相談に乗ることも含めて、できることがあればと考えております。以上になります。

(高山代表)

齊藤委員はこれに関してということでしょうか。齊藤委員お願いします。

(齊藤委員)

事業所や各相談員の方は皆本当によくやっけていらっしゃいます。ただ、私が本当の課題だと思うのは、事業所の課題ではなくて、その事業所を運営している法人の課題だと思っています。法人の向かう方向はどちらか、というあたりの方向性の問題が、今社会福祉法人であれば尚更、社会的な使命とは何なのかというのをもう一度考え直していく時期も含めて、この相談の在り方、法人がどう捉えるかということをして市が各法人と話をしなければいけないのではないかと常々思っています。そういった意味でも行政から方向性をはっきり示していただいて、協力を仰ぐというようなことをしていただきたいと思っています。以上です。

(高山代表)

はい。ありがとうございました。これはご意見ということで。では、佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

私は意見という形になると思います。33ページ、事業番号168番です。障がいがある人への意思決定支援の促進に関する取組、ということで、私も昨年度まで、タイムリーな話かもしれませんが、津久井やまゆりで行われている意思決定支援のチーム支援会議のチーム責任者として従事しておりました。取組としてグループホームの事業者へ検証を行ったと書いてありますけれども、実際にやってみて私が感じたこととしては、「大人になったから意思決定支援するのか。」ということだと私は思っていて、やはり、児童期から意思表出支援ですとか、意思選択ということをきちんと支援の中で提供して行って、その方がどのような意思表出・意思表示をされるのか、ということ支援者も家族も関係するみんながきちんと把握をしていくことが大事ではないかと思っています。なので、者を対象とした意思決定支援だけではなくて、教育や児童施設に関しての推進なども少しご検討いただけると有難いかなと思っています。以上になります。

(高山代表)

事務局からはこれについては何かございますか。

(事務局：大木主査)

今、佐藤委員からご意見いただいた児童期の意思決定支援という部分に関しては、今現在取組や研修というところは、教育機関、児童養護施設、放課後等デイサービス、そういったところに働きかけるような取組というのは、今は行っているものがございません。今後は、ご意見ということですので、市の施策の中で何かそういったものがないかですとか、そういったものを検討させていただきたいと思いますので、課に持ち帰りたいと思います。

(高山代表)

ありがとうございました。佐藤委員、よろしいでしょうか。

(佐藤委員)

私が今関わっている利用者さんで、この春に児童施設を退所された方がいます。その方に、「大人になって18歳になったからこれから自分で人生歩んでいいよ、と出されたけど、それまでは周りの人に全部決められてきた。」と。「何をどういうふうを選択していいのか、何を基準に自分にとってそれが合っているのかを選んでいいかもわからない。」というようなこと。それを本人からその言葉を聞いてとても衝撃でした。本当に軽度の方で、それぐらいわかるだろうと。本当に一見すれば

それくらい力のある方ではありますけれども、やはりそういったことを幼少期からきちんと重ねていかないと、意思決定や自己選択ということは難しいのだということに改めて感じました。

(高山代表)

ここで前半を句切らせていただいてもよろしいでしょうか。今皆さんからいただいた意見は、本当にモニタリングをすることで浮かび上がって来た課題だなというふうに思います。決してこのようなモニタリングをどこの自治体でも丁寧にやっているかというところとそうではない状況の中で、モニタリング指標の設定の仕方もかなり難しい事業が多い中で、それでもそれぞれの担当部署でモニタリング指標に対してこのような評価を言語化していることによって、結果的に制度の在り方ですとか、皆さんが今回くださったような本質的な問題が見えてくるということだと思えます。いつも挙がっているけれど、結局前に進んでいるのかということも改めて確認する機会になっていると思いますので、また、新しい視点で2026の指標と指標に対する考え方について皆様からご意見を伺っていきたくて思っております。

それでは、もう一つの議事に入って参りたいと思います。ふじさわ障がい者プラン2026「モニタリング指標及び指標に対する考え方」について、事務局からご説明をいただきます。その後、皆さんからのご意見をいただきたいと思っておりますけれども、事業数がとても多いということもありますので、特に皆さん方の日常の実践等の中で特に気になる項目等については是非ご意見いただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局：鎌田主査)

議事の2つ目に関しましては、残り時間も少ないところから、事前資料として配付をさせていただいているところもございますので、配付したときに委員の方にもお願いしましたとおり、日常、関心とか興味がある事業番号のところや、日常のお仕事に関わるような部分で、モニタリング指標、それから指標に対する考え方のご意見いただければと思っております。今回は164の事業がございますけれども、39番と42番と46番と64番と103番、それから111番がこれまで過去の計画には全く載っていなかった新規の事業になりますので、情報提供させていただきます。事務局からは以上です。

(高山代表)

それではご意見いただきたいと思えます。齊藤委員お願いいたします。

(齊藤委員)

二点ほどあります。どちらも法改正に伴うことですので、一点目が、医療的ケア児の支援法ができたことによる影響があります。県レベルまでの話が多いかもしれ

ませんが、市のレベルでそこに関することというのは、今、ここに挙げた事業の内容やモニタリングの指標についても変更する必要がある可能性があると思っています。それについては、そういう対応を3年待たずに今年度中にできることはやっていただきたいというのが一点。もう一点は、災害に関することですけれども、災害救助法も一部改正され、個別避難計画を作る必要があることや、福祉避難所も、指定福祉避難所という考え方が新しく出てきまして、今までの藤沢市の避難所に関する体系ではもうマッチしない、という形が出てきておりますので、これも二次避難所についてや避難所についてということもありますけれども、その辺のことも内容の入れ替えが必要なくらい変更が出てくると思いますので、それもやっていただきたい。ただ、この災害に関しては、障がい者支援課だけでできる話ではないので、危機管理課や他の部局も含めて、市の庁内の調整ももちろんですけれども、当事者参加ができる形でのそういった検討のし直しをしていただく場をぜひ作っていただきたいと思っております。以上です。

(高山代表)

これについては事務局から何かありますでしょうか。

(事務局：鎌田)

今、齊藤委員からご指摘がございましたとおり、防災に関わるのところや、医療的ケアの部分につきまして、該当事業をもう一度確認して、現行のルールと間違っていることが書かれていないかなどを見直したうえ、次回以降またお出しできるようにしていきたいと思っております。以上です。

(高山代表)

齊藤委員よろしいでしょうか。はい。高橋委員お願いします。

(高橋副代表)

13ページの事業番号77番。グループホーム家賃助成に関して、家賃の一部を藤沢市で負担していただくという制度ですが、今年度は経過措置をおいて、課税者が今まで上限2万の家賃助成だったものに対しまして、来年令和4年4月1日からは1万円になる、ということで、「家賃助成事業の規定の変更のためにそのようになった。」という通知が利用者宛てに届きました。ある程度収入のある家だから大丈夫だろうというということでそういう変更になったのか、正直その方はぎりぎり生活していたので、「減額になるということで、かなり生活が厳しいです。」ということで、そのことも一つ原因にはありますが、こちらのグループホームを退去された方がいます。これだけが原因ではありませんが。ただ、結果的には減額になるというのは、入居者にとっては痛手になることだと思うのですが、そのへんというのは、今後この取組に対してのモニタリングをして、「減額だと厳しい。」という意見

があれば、そういった規定をまた再度変更するという可能性はあるのでしょうか。

(事務局：松野主幹)

グループホームの家賃助成制度ですけれども、今年度、利用者の皆様にはご通知をさせていただいたとおり、一部変更を行っております。今ご指摘のあった部分、課税者に対する助成の部分につきましては、確かに減額という形をとっておりますが、減額になったものだけではなくて、今まで、グループホームの入居日数によって、実際に入居の手続きはしているけれども、利用がなかったものについて、ある一定の入居実績がないと、その月につきましては助成がカットされる、という制度が今まではございました。ただ、これについて、利用されている皆様からご意見をいただきまして、やはり、「新しい施設に慣れるまでには時間が掛かる」ということがあるなど、色々な諸事情によって、「その月の部分が全額カットされてしまうのは難しい」というようなご意見もいただいておりますので、その部分につきましては、拡大という形で対応させていただいております。今後も色々なご意見を伺ったうえで制度をブラッシュアップしていきたいと思っておりますので、また引き続き貴重なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(高山代表)

高橋委員よろしいですか。伏見委員お願いたします。

(伏見委員)

先程モニタリングの中間見直しを受けての、ということですので、かぶるような話もあるかもしれません。あと、先程私が相談のところでも申し上げたことについては、あくまでも自戒を込めて事業所の課題という意味合いで申し上げましたので、他の事業所さんのことをとやかく言っているつもりはございませんので、念のためにご報告させていただきます。

事業番号30、31、32。相談に関わる場所については、事業の中に相談だけではなく、事業所さんと連携をとって、どうやって友好的な取組や連携が取れるかということについて、共有する機会をぜひ盛り込んでいただきたいと思います。先程、新しく盛り込んでいただいたという39番。安全・安心プランに伴う居室確保事業。今回はこのように事業化していただいておりますので良いかと思うのですが、39番の考え方は、緊急の時に、若しくは将来に備えて必要なプランですから、相談件数の分母に対して実際に作成件数がいくつあったかということでもモニタリングの指標を作ることになるかと思うのですが、通常で考えれば、どなたであっても必要なものと考えられますし、プランが二本立てになるということが、作成側の負担が増えるということであれば、38番を有効的に使うために、今あるサービス等利用計画の中にいかに盛り込めるか、という方向性で考えていくのもいいのではないかと思いますので、39番についてはそういったモニタリング指標について

も視野に入れていただけると非常に有難いと考えています。以上です。

(高山代表)

事務局からは何かございますか。

(事務局：鎌田)

今お話しいただいた部分につきましては、ご意見くださいましたとおり、なるべく現場の方々や関係するご本人・ご家族もそうですけれども、事務量をいたずらに増やしたくはないという考え方がございますので、そのあたりは、なるべく事務量を軽減できる形で一緒にできるのであればそのほうが良いと思いますし、現行のままのほうが良いのであればそういった形でやっていければと思います。この点につきましては、少し機会が得られるのであれば、専門部会や委託の連携会議、計画相談の方々との連絡会議など、まだどこで話題として出せばいいのかははっきりと決まっておりませんが、そういったところでも現場の方々のご意見いただければ思っておりますので、よろしく願いいたします。

(高山代表)

伏見委員よろしいでしょうか。では、西村委員、船山委員の順でお願いいたします。

(西村委員)

新規事業ということで、39番。6ページの39番の安全・安心プランの作成と活用の推進というのを新しい事業にさせていただいて非常に良いと思えました。この安全・安心プランのお知らせを、例えば受給者証の更新だとか、障がい区分の認定の更新など、障がい者支援課から安全・安心プランがあるということの作成とか活用例を口頭でもいいので、折に触れてお知らせしていただくと、相談支援につながっていくと思います。緊急時における、支援体制とか、若いお母さんたちだとまだ親亡き後というのはイメージできないと思いますけれども、知的障がいの子どもを持つ親から見れば、ずっと通訳をし続けるということは不可能なので、必ず計画相談が必要になるものだと思います。前は療育手帳の取得時というようなことを申し上げたかもしれませんが、それだと少し時期尚早かと思ったので、色々サービス受給者証の18歳ですとか、障がい区分の20歳ですとか、そういった折に触れて少し子どもが大人になった一区切りの時にお知らせをしていただけたら、セルフプランを減らすことに繋がり、計画相談が必要だという思いに至って行って、広がっていれば良いなと思えました。以上です。

(高山代表)

事務局から何かございますか。

(事務局：鎌田)

この安全・安心プランが始まった当初は、重度の方を想定しながら少しずつ試行的にやり始めた部分がありました。ただ、少しずつ広まってきていて、今は百数十件の方々が登録のみしている状況です。まだまだ支給決定者数に比べますと、少ない状況がありますけれども、今、西村委員が仰っていただいたように、少しずつ窓口で周知するなど、またこれはこの場で決定事項とするものではありませんが、更新時のお手紙の中にチラシなどを入れていくということもアイデアだと思いますので、やはり、転ばぬ先の杖の意味合いが強いですから、そういった意味で広げていけば良いと考えております。以上になります。

(高山代表)

西村委員よろしいでしょうか。はい。船山委員お願いいたします。

(船山委員)

事業番号の111から112。農福連携マッチング等支援事業と農福連携促進事業について、お伺いします。基本的に現状の農福連携マッチングというのは、農業を営んでいる方と障がい者施設を上手くマッチングして、働き手が少ないところを障がいのある方に担ってもらうだとか、又は、就労の場の提供のような形で行われていますけれども、現状として、なかなか通年で農業を営んでいる方で障がいのある方をずっと雇用し続けるというのは、状況的に難しいと私は感じておまして、隙間に色んな作業みたいな、例えば、収穫した野菜の袋詰めだとか、出荷作業だとかそういうことのお手伝いだとか、そういうことも含めてやっているのだろうというようなところがありますけれども、その部分が、基本的に農家におけるいわゆる職業の仕事の切り出しみたいなところが不十分であると、なかなか難しい。これらを継続していくのが難しいだろうというのが予想されるのと、現状、農家さんに行くときに必ず農福の連携促進なんかだと、「職員さんも一緒について行ってくださいね。」みたいなケースが多く、そういった部分で福祉の事業所さんの負担的なものも若干生じたりとか、そういった部分も含めて指標的には、農福連携のマッチング数だとか、就農支援に関する検討・取組の実施状況と書いてありますけれども、やってみて実際どうなのかというところ、この辺は結構きちんとやらないと、いわゆる農福連携は流行りというか、障がい者の就労のところではブームになっているところで、農福連携の部分での障がいのある方たちが農業に携わるというところのリハビリテーションの意味では非常に私もあるなと思っておりますけれども、実際に収入を得る糧としての農福連携というところが、実績的にはどうなのかと感じているところでした、そういった部分も含めてモニタリング指標に盛り込めると良いのかなと思いました。

(高山代表)

はい。お願いします。

(事務局：鎌田)

今の点につきましては、ご意見のとおり部分が非常に多くあったのではないかと考えています。つまり、上手くいったところとそうでないところ、先程の作業の切り出しや、おそらく、実際にお仕事をする利用者さんの状況に応じて変わってくると思います。ご本人の状況といかにしてお仕事の内容を事細かく事前にすり合わせをしながらやっていくのかということがポイントになっていくと思います。ざっくり件数やざっくり状況というところではなく、上手くいったときはどうだったのか、上手くいかなかったときにどうだったのかという状況が分かるようになってくると、おそらく広がりを見せて行くでしょうし、そこがもしできるようになると、農業だけに限らず、他のお仕事にも生きていくのではないかと考えていますので、当然その地域の方々が障がいのある方を理解するということがそこでは行われると思いますし、事業所の方々にとっても、このようにやるとこの人にはお仕事の内容が入っていく、定着していくというようなことの再発見に繋がることもあろうかと思っています。今いただいた意見は産業労働課にも伝えていきますし、もし機会があれば、今のようなご意見をどこかでお伝えいただけるようになっていけるといいと思いますので、よろしく願いいたします。

(高山代表)

船山委員よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。他はいかがでしょう。では、富澤委員、佐藤委員の順でお願いします。その後島村委員ですかね、お願いします。

(富澤委員)

二点ほど確認です。一つ目が12ページの事業番号73。家族のレスパイトの機会の確保についてですけれども、モニタリングの指標として、短期入所や日中一時等々の利用者数、それに対する考え方として利用者数の実績を分析・評価ということになっていますが、令和2年度の実績においても、やはり、どの事業も足りていないということは、既に挙がっておりまして、ただ、利用者数の実績というだけではなく、実際の希望数がどれくらいあって、どれくらい不足しているのかが具体的に見える指標があると良いと考えております。それから、もう一つが13ページの78。グループホーム設置助成についてですが、こちらもモニタリング指標が新規開設のグループホームの数となっていますが、令和2年度の実績で言いますと、今回助成件数は0件になっていますが、新規の開設は4か所という実績になっています。開設希望は出ているけれども、実際施設の確保などが難しい、計画の遅れなどにより、実際にはその助成とはならなかった、ということのようですけれども、社

福が設立する数以上に、今は株式会社の参入ということでのグループホームの件数の増加というのはものすごく増えてきております。そういった株式の事業所さんがこういった事業を利用されているかどうかというのはわかりませんが、建ってはいるけれども、助成には至っていないというような状況を考えると、助成の在り方の柔軟性などそういったことが出てくると、より設置が進むのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

(高山代表)

はい。では、お願いいたします。

(事務局：鎌田)

まず、一つ目、73番のレスパイトの機会の確保ですけれども、これは支給決定に対する実際の利用者数のことだと理解をしております。実際に希望しているけれども、利用できているのかどうかというところの人数のバランスだと思います。ただ、利用する方々には、転ばぬ先の杖的な感じで、「一応申請だけはしておく」という方々もいますので、正確ではないかもしれませんが、やれる範囲でそういったことも指標の中に取り込めるかどうか、事業担当にも投げかけてみて、今後検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。一つ目は以上です。

(事務局：松野主幹)

2つ目のグループホーム設置助成についてお答えします。こちらの事業ですが、本市で、次の年にグループホームの設置予定がある事業所等をホームページや通知等を通じて、各事業所様にアンケートを毎年夏に取らせていただいております。それに応じて、予定がある場合には予算取りをさせていただきまして助成をしている、という事業です。内容といたしましては、開設に伴う50万円までの施設整備や備品などの助成制度となっております。ただ、こちらが市単事業で行っている関係がございまして、縛りがございまして、例えば、藤沢市内にオープンしたグループホームで、入居していただく方々は藤沢市民の方、若しくは藤沢市が援護の実施者になっている方が実際の入居率の何パーセントを占めるなど、そういう縛りがございまして、ご申請はいただいておりますけれども、その部分に関して未達成であったということで、具体的には実績がなかったという形になっておりますので、内容としては以上となります。今後もこの事業は、今の形のまま進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(高山代表)

富澤委員、何かございますか。

(富澤委員)

実際に現場で支援をして、ご家族の方々と日々話をしている中で、やはり「本当は移動支援をもっと利用したいけれども、なかなか受けていただけたところが少ないから、週に何日だけでも受けてもらえた。」とか、そういった話というのは、どの事業所やご家族の方々からでもよくあがる部分だと思っていたところでしたので、確かに数値として出していくところの難しさは当然あるというのは認識しておりますが、そういったところがより具体的に出ることで、次につながる部分もあるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。設置助成につきましても、私どもの法人でも過去利用し非常に助かったというところもありますし、株式のところに関してはなかなかこちらも把握しきれていないグループホームがどれだけ増えているかという情報もなかなか無い中でもあるので、この設置助成の50万についての運用については、市の部分のお話になるので、私がどうという話ではありませんが、加えて新規開設のグループホームの数というのがモニタリング指標にも入っているというところで、グループホームの設置助成に限らず、新しいホームの情報など、別段の団体として情報としていただくことができれば有難いなと思いましたが、よろしく願いいたします。以上です。

(高山代表)

それでは、佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

私からは二点です。1つ目に、25番の意思決定支援の促進に関しては、やはり、具体的な取組として、実施できるようにしていただければと思いますし、このふじさわ障がい者プラン2026の基本理念の根幹だと思っているので、藤沢市内でこれが支援者、地域の中に浸透していくことを強く望んでいます、ということが一つです。もう一つが、事業番号92番の子どもサポートファイルの活用についてです。取組として、サポートファイルの活用ということを重点に置くのであれば、私個人的な意見ですが、モニタリング指標の中に配布数だけではなく、学校や通所事業所等々、関連機関での活用実績のようなものを数値として挙げてみてはどうかと思います。そうしたことで、配布が分母だとすると、活用が分子になるかと思いますが、そういった具体的な数値の中でモニタリング指標に対する考え方にある意見や提案を踏まえて内容の見直しを検討していただけたらと、より具体的な対策や対応、内容変更などが見えてくるのではないかと思います。以上です。

(高山代表)

事務局からは何かございますか。

(事務局：大木主査)

子どもサポートファイルの活用について、利用の実績に関して、今時点で集計等を取っていない部分ですので、どのようなやり方があるのかということに関して、

担当と検討が必要だと思っております。平成30年に、実際に小学校の支援級にアンケートを取らせていただいて、実際に子どもサポートファイルの利用ですとか認知度、そういったところを調査しました。その時点では、やはり、なかなか良いご回答というのは得られず、それを踏まえて、先程の令和2年度の実績のところにも載せさせていただきましたが、記入見本をより詳しく作成して配布させていただいたりですとか、後は、広報で1面記事のような形で取り上げていただいて、周知をさせていただいたり、昨年度、令和2年度に関しては、ラジオにも参加させていただいて周知をして、というところではあります。その結果のところは、どのくらい広まってきているのか調査をしないといけないと思いますので、その方法を考えて、利用実績を確認できるように検討いたします。以上です。

(高山代表)

今、事業番号25の意思決定支援のところでご意見いただいた、事業内容の冒頭の「意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ」というのは、厚生労働省のガイドラインのことを言っているのだと思いますが、かつて総合支援協議会の中でも意思決定支援のことを丁寧に議論していただいて、報告書も出ていると思いますが、必ずしも厚生労働省の障がいの意思決定支援ガイドラインを全面肯定ではなかったように思っております。つまり、代行決定まで含めているのが今の国のガイドラインです。ですが、それが本当に意思決定支援なのかという疑問が、確か協議会で出されていたので、ガイドラインができてから数年経っていますし、翌年に出されている認知症の方の意思決定支援は、代行決定を含まないと記載がありました。先程佐藤委員からお話があった、「意思を形成する支援から始まっている」、そして「表明、指示していく」という、とても分かりやすいプロセスを明示しております。なので、ここの事業内容は、少しこれまでの議論と違っているのではないかと思いますので、ここは改めて検討する必要があると思われました。それでは、島村委員お願いいたします。

(島村委員)

グループホーム設置助成というものがそもそもよくわかっていなかったところもあって、株式会社が作っている日中支援型のグループホームなどもこの対象になっているかということをお聞きしたいです。また、項目としては54番の湘南東部安心ネット等にもありますけれども、モニタリング指標のところ、登録者数・利用日数というものが中心になっている。また、事業所に対しての56番、58番などで地域生活サポート事業なので、これは事業所に対しての助成の件なので、こういうモニタリング指標になってしまうとは思いますが、登録者数と利用日数だけでは、先程仰っていたように、「利用を希望したくても、むしろ事業所が無いから利用が出来ていない」という現実がなかなか見えてこないのではないかと思います。それから、支援に関しても、当事者にとってどのように運営状況があるか、

どのように生活を支えていただいているか。特にグループホームは、生活のほとんどをそこで過ごしていく、親がサポートできない状況の中でもしかしたら、日中支援型などで過ごしていくことになるかもしれない中では、その利用状況や運営内容の情報が欲しいところだと思いました。以上です。

(高山代表)

事務局からは何かございますか。

(事務局：鎌田主査)

今、54番、56番、58番あたりのところが、利用者数とか事業者数という単純な指標になっている。その中身の部分について、何をどこまで掘り下げていけるのかということ、モニタリングとしてできるのか、できないのか、という視点でもう一度担当とも検討して、考え直しができるような部分であれば、より分かり易い、詳細なモニタリングになっていくと思いますので、検討していきたいと思えます。一つ目は以上になります。

(事務局：松野主幹)

2つ目にご質問いただきました、グループホーム設置助成についてお答えします。こちらの助成制度につきましては、社会福祉法人、株式会社、両方とも対象とさせていただきます。

(高山代表)

はい。ありがとうございました。まだ、どなたかからご意見ありますでしょうか。では、事務局に確認ですけれども、この後また気づいた点についての意見を申し上げることは可能ですか。

(事務局：鎌田主査)

はい。ご意見ある方については、8月10日までにメールで構いませんので、ご意見いただければ、担当課、担当者にも我々を通じて伝えていきます。ご質問の場合には、その都度お答えしていくか、量が非常に多いようであれば、次回の資料としてそこを組み込んでいくという形になろうかと思えますので、よろしく願いいたします。今回は書式などをお送りせずに、事務局としてはメール本文に書いていただければ良いと思っておりますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

(高山代表)

皆さんがよろしければそれで良いかと思えますが、よろしいですか。

(事務局：鎌田主査)

ありがとうございます。また、課でいただくメールが非常に多い状況がございますので、事務局の担当者である私と竹原の名前を連名で必ず件名に入れるようお願いいたします。以上です。

(高山代表)

はい。ご用意いただいた議事については以上ですけれども、その他、委員の皆さんから、あるいは事務局から何かございますか。

(事務局：鎌田主査)

事務局からはございません。

(高山代表)

はい。では、事務局にお返ししたいと思います。

(事務局：須藤参事)

委員の皆様、本日はたくさんのご意見いただきまして誠にありがとうございます。モニタリングについていただいたご意見につきましては、また、反映をさせていただいて、今後の会議の中でお示しをしていきたいと思っております。それでは、これを持ちまして第2回の計画検討委員会を閉会とさせていただきます。次回の開催予定日は、10月5日火曜日、時間は本日と同じ、午前9：30～11：30までです。場所は市役所本庁舎5階の会議室をご用意してございますが、また引き続きZoomを活用した会議ということで開催をさせていただきたいと思っております。本日は、皆様どうもありがとうございました。

閉会